

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第11条の防除に関する件の一部を改正する件について

平成 27 年 9 月
自然環境局野生生物課外来生物対策室

1. 改正の趣旨

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「法」という。）は、海外から我が国に導入された外来生物による生態系等に係る被害を防止するため、特定外来生物の飼養、栽培、保管又は運搬、輸入その他の取扱いについて規制を行うとともに、国による防除等の措置を講ずることにより、生態系等に係る被害を防止することを目的とするものである。

法第11条第1項においては、こうした法の目的を達成するため、主務大臣等による特定外来生物の防除を規定しており、同条第2項に基づき、関係都道府県の意見を聴いて、防除の対象、区域、期間、捕獲その他の防除内容等を定め、これを公示するものとされている。

今般、ゴケグモ属について、専門家による議論を通じ、生態系に係る被害を及ぼすおそれがあることにつき知見が得られたため、新たに特定外来生物となる外来生物に追加することとなった。

当該属に属する種のうち、既に特定外来生物となる外来生物であるセアカゴケグモについては、国内で分布が拡大していることから、今般指定する当該属に属する種について、現時点で国内における定着は確認されていないが、これらは非意図的に導入される可能性が高く、野外で確認された場合は、緊急的な防除を実施する必要があることから、防除の告示について所要の改正を行うものである。

< 改正の対象 >

環境省告示：1件

2. 改正の内容

・「きょくとうさそり科全種等の防除に関する件」に、ラトロデクトゥス属（ゴケグモ属）に属する種のうちラトロデクトゥス・エレガンス（アカオビゴケグモ）以外のものを追加する。

ゴケグモ属の詳細及び選定理由については、別添資料を参照。

・「ラトロデクトゥス・ハセルティイ（セアカゴケグモ）の防除に関する

件」の告示は削除する。(上記告示に統合する。)

3. 施行予定

平成27年10月1日

なお、本改正については、主務大臣等が行う防除の内容を改正するものであり、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号に規定する「命令等」に該当しないため、パブリックコメントは実施しない。